

道州制基本法案（骨子案）ヒアリングに係る意向調査

1 道州制について

現在、各方面で行われている道州制の議論の方向につきまして、どのようにお考えかご記入下さい。

○道州制の導入について

①道州制の導入に概ね賛成できる

②道州制の導入に反対

③その他（現段階では、賛成或いは反対を選択できる状況にはなっていない。）

※上記回答の理由を記入してください。

道州制導入については、単なる都道府県合併の手段となつてはならず、真の地方分権が実現されるための取組となることが必要不可欠であり、今後、国民も含めて国と地方が主体となつた、国全体のあり方の議論が必要である。

今回、提示された内容については、国そのもののあり方の提示もなく、本県議会として議論するための情報が十分に提供されているとは言いがたい。

以上のことから、道州制の導入については、今後、下記の点に留意されて議論を進めていく必要がある。

- ・ 道州制導入は、国と地方のあり方を決める重要な事項であり、都道府県・市町村の意見を十分に聴いたうえで、国民総意のもと、制度設計していくこと。
- ・ 中央省庁の解体再編や国の出先機関廃止も含めた、国のあり方をまずは明示するとともに、都道府県の事務が大幅に移譲される基礎自治体のあり方についても明らかにすること。
- ・ 道州制の導入により、道州内でのさらなる地域間格差を生み出さないこと、地域の文化・アイデンティティの喪失を招かないことなどに十分配慮すること。

2 自由民主党「道州制基本法案（骨子案）」について

別添の自由民主党の「道州制基本法案（骨子案）」、「道州制のイメージ」をご参照の上、以下の事項につきまして、ご記入下さい。

○道州制基本法案（骨子案）全体について

①概ね評価できる

②評価できない

③その他（1で回答したとおりであり、評価についてのコメントもできない。）

※上記回答の理由を記入してください。

上記1の理由のとおり

3 その他、特に意見があればご記入ください。

道州制に関しては、議会の発揮すべき機能という観点から、下記の点にも留意する必要がある。

- ・ 道州議会のあり方についても、自治立法権の明確化など道州議会として担う機能などを早期に明示された上で、制度設計を行っていくことが必要である。
- ・ 道州議会議員の責務は、現在の都道府県議会議員の責務よりも格段に拡大することが想定されることから、道州議会がその機能を十分に発揮できるようにするためにも、公選職としての議員の責務を法律上明記するとともに、その責務を果たすにふさわしい活動基盤の強化を図る必要がある。
- ・ なお、国の事務は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならないものに限定されることから、国会の機能・役割・定数などについても検討される必要がある。

事務局担当者

都道府県議会名	三重県議会
担当課名	企画法務課企画広聴班
担当者氏名	森 元就
連絡先	電話：059-224-2877
	E-mail：morim08@pref.mie.jp